

議題 権利保護保険(弁護士保険)について

2017年度の第2回目となる第43回市民会議が、2017年10月18日に行われた。今回のテーマは、「権利保護保険(弁護士保険)について」である。

最初に日本弁護士連合会の和田光弘副会長(新潟県弁護士会)から、(1)弁護士保険が適用される具体的事例、(2)弁護士保険の意義、(3)弁護士保険販売件数、弁護士紹介件数、弁護士選任率等の推移、(4)新しい保険商品、(5)弁護士保険と司法アクセスについての国際的潮流などについて説明がなされ、意見交換が行われた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する(発言順)。

岡田: 弁護士保険と言われると、弁護士さんが被害を受けたときの保険かと誤解して、このようにいろいろな場面で使えるものとは思っていなかった。消費者センターの相談員にも活用するように伝えたい。

簡裁で司法委員をやっていたが、簡裁の交通事故は物損が中心で、例えば6万円の損害賠償のことで、何回も期日が入ったりする。双方に弁護士が付いている場合もあるが、どちらかという消費者の方が付いていなくて、なるべく「隣の建物が弁護士会だから、そちらで相談されてはどうですか」と言うようにしていたが、「金がないことを分かっておきながら、弁護士会へ行けというのか」と怒り出される方もいた。弁護士保険が広がるのはよいことであると思う。

相談者が知らない間に弁護士費用特約に入っていることもあると思う。弁護士会による法律相談の段階で、相談者が適用可能な保険に入っている可能性を知らせてもらいたい。

ただ、保険で弁護士費用が出るということで、報酬稼ぎをされるという方も出てくるのではないかな。そうすると、結果的に保険料が上がってしまう。弁護士保険が広がるのはすごくよいことであると思うが、それに当たっては、弁護士自身の道徳や、道義など、その辺を改めて基本として求めたいと思う。

津山: 法律相談の前段階のインテーク相談にも保険が

適用されることや、事件や事故に遭った人が、弁護士にまずは電話やメールで相談できるような仕組みを普及させることが、この保険を広げる1つの大きな鍵になるのではないかなと思う。

単体の弁護士保険の場合は、経費にならない限り保険料控除の対象ではないということであるが、例えば10万円までは控除の対象ということになるとかなり普及するのではないかな。

弁護士会からの説明にもあったが、司法アクセスでは、弁護士費用の支払に問題のない富裕層と、法テラスの扶助を受けられる所得の低い方との間で、抜け落ちる方々が出てくると感じる。弁護士保険に、具体的にこれぐらいの金額で入れますよという話と、保険のお陰で助かりましたという話を結びつけて、もっと宣伝した方がよい。権利意識の強い人だけが助かるということにならないためにも、弁護士会による広報は重要である。

磯谷: 司法制度改革のときに、弁護士の数を増やして司法アクセスを改善していくという話があったが、かえって弁護士の志望者が減るなど、結果的にはそんなにうまくいってないと思われる。その際に、同時にこういった司法のインフラ、費用の負担の改善などの議論があればよかったのかなというふうに思う。もちろん、今後も進めていかなければならないところである。

近時、いじめ、ストーカー、サービス残業、自転車による交通事故、それから内定取消しなどの問題が出てきているが、費用面での弁護士へのアクセスが改善されると、そうした社会的な問題の解決にも一定の効果を発揮する可能性もあるかなと思う。

一方で、選任済み案件(依頼者が自身で弁護士を選任した案件)等では、選任された弁護士が弁護士費用を、過大に請求をしていくという側面も容易に想像できる。そうするとやはり保険会社も民間企業であるので、保険料を上げなければという話も出てくる。

中長期的にインフラを整えていく、更に新しい保険を考えていくということであれば、そういった問題や

出席者・市民会議委員

(7人)

*敬称略

*肩書は2017年10月18日現在

磯谷 隆也 (一般財団法人ゆうちょ財団監事)

逢見 直人 (日本労働組合総連合会会長代行)

岡田 ヒロミ (消費生活専門相談員)

江川 紹子 (ジャーナリスト)

田中 常雅 (東京商工会議所副会頭)

津山 昭英 (朝日新聞社顧問)

長友 貴樹 (調布市長)

公助ともどう組み合わせるかというところも弁護士会として考える必要がある。

逢見：労働審判員をやっていたことがあるが、中小企業では、会社に非があることは分かっている調停で解決したいと思っても、支払うお金がないということがあつた。いくらだったら出せるのかという、値引き交渉みたいなことになってしまつて、本来権利を守るべきものが最後は値引きの話というのはどうかと思つていた。

中小企業向けの保険が出るという話があつたが、損害賠償責任までカバーするかどうかは別としても、早期に解決するためには弁護士が入つて紛争解決した方がいいケースがたくさんあるので、こうした保険があると大分スムーズにいけるのではないかと思つた。

江川：自動車保険や火災保険の特約ではなく、単体の弁護士保険があるということは、あまり知られていないのではないか。

弁護士保険の保険料控除が認められれば、より普及が進むと思つた。国連開発目標16 (SDGs:sustainable development goals) では、「すべての人々に司法アクセスを」という目標が掲げられているという話があつたが、2020年に京都で開かれる国連コンGRESSに向けて、弁護士会として国に保険料控除が認められるように働きかけてはどうか。

また、弁護士保険という名称はやはり分かりにくく、権利保護保険はより分かりにくい。弁護士「費用」保険にした方がよいと思つた。正式名称を変えるのが難しいければ、パンフレットの書き方だけでも変えた方がよい。

田中：中小企業では、保険に入つていけばいいと思つて、紛争にかかわるようなことまではあまり認識をしていない。現在入つている火災保険や工事保険などに弁護士費用に関する保険を加えていただくと有り難いと思つた。

また、中小企業はなかなか団体保険には入っていないと思つたが、経営者も含めて個人を保護する意味での保険のような考え方、労働の話になると対立構造になるが、それ以外のことであれば労使が一緒に考えられるこ

ともあるかもしれない。例えば、従業員が税務調査を受けた場合など、回収できないけれども費用はかかる、弁護士費用はかかるという話がたくさんあるので、それをカバーできる保険があれば意味があるのかなと思つた。

顧問弁護士に費用を毎月払っている企業はかなり多いと思つた。顧問料を払っていること自体が保険だと思つているが、実際に紛争になるとそれはそれとして別途費用が出てしまう。顧問料の一部を保険に回して、紛争になったときの対策にするということが双方のメリットであるのであれば、保険を組み合わせるのも1つの考えだと思つた。

長友：一般の市民又は消費者として、こうした保険が拡大していくということは大変よいことだと思つた。

調布市の人口は、現在約23万人であるが、昨年度1年間で市に寄せられたすべての相談案件が約2,200件で、そのうち無料法律相談が7割で1500件を占める。次は、不動産関係で130件だということから、圧倒的に無料法律相談でいろいろなことを頼つてこられる方が多い。その中には、恐らく弁護士費用の支払に問題のない富裕層はあまりおらず、中低所得者層の方々が中心であると思つた。長く担当している弁護士さんや職員に聞くと、やはり費用負担に関する不安心理があるのではないかということである。そうした傾向からも、弁護士保険をよりPRして有効に活用してもらえるとよいのではないか。

ただ、市民一般にどうやって弁護士を探しているかと聞くと、やはり信頼できる友人、知人に相談をして紹介してもらうというのが一番多い。今回紹介いただいたシステムだと、保険会社とか弁護士会から紹介されて来ることになるから、安心感とか信頼感をどう担保していくかという問題がある。また、このシステムが広がってくればくるほど多様な案件が出てくるはずだから、専門分野に通じている信頼感のある弁護士が求められることになる。弁護士会を中心に研修制度をより充実させるなどして、そのようなことも含めてPRしていくと、一般の市民としての安心感がより増すのではないか。